

特別養護老人ホーム千松の郷 運営規程

(事業の目的)

第1条

この規定は社会福祉法人日野友愛会が設置運営するユニット型指定介護老人福祉施設千松の郷（以下「施設」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条

施設は滋賀県介護保険法（注1）、老人福祉法及び関係法令に基づき、入居者一人一人の意志及び人格を尊重し、入居者の居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう介護サービスの提供に万全を期する。

注1「滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例」（平成25年滋賀県条例第19号）

(施設の名称等)

第3条

施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 特別養護老人ホーム千松の郷
- 2 所在地 滋賀県彦根市松原町 520 番地－1

(実施主体)

第4条

事業の実施主体は社会福祉法人 日野友愛会とする。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条

施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名
施設の職員の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 2 医師 1名
入居者の健康管理を行うとともに必要に応じ入居者の診療を行う。
- 3 生活相談員 1名以上
入居者及び家族の必要な相談に応じるとともに適切なサービスが提供されるよう施設内のサービスの調整、他機関との連携において必要な役割を果たす。
- 4 看護職員 4名以上
健康チェック等を行うことにより、入居者の健康状態を的確に把握するとと

もに入居者がサービスを利用するために必要な処置を講ずる。

- 5 機能訓練指導員 1名
要介護状態の軽減又は、悪化防止の為に機能訓練を行う。
- 6 介護職員 35名以上
施設サービスの提供にあたり、入居者の心身の状況等を的確に把握し、入居者に対して適切な介護を行う。
- 7 管理栄養士 1以上
栄養並びに入居者の身体の状態及び嗜好並びに適時適温を考慮した食事の提供が行えるよう必要な役割を果たす。
- 8 計画担当介護支援専門員 1名
施設サービス計画の作成に関する業務を担当する。
- 9 調理員（委託）
食事の提供に必要な調理を行う。
- 10 事務員
施設の維持・運営に必要な事務を行う。

（設備及び備品等）

第6条

施設サービスを提供するために必要な建物及び設備については、居室、洗面所、浴室、便所、医務室、食堂及び共同フロア、廊下等の専ら施設の用に供するものを整備する。

（利用定員等）

第7条

- 1 施設の利用定員は1ユニット各10名、8ユニット80名とする。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りではない。
- 2 入居者に入院する必要がある場合、入院後おおむね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、入居者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当施設を利用できるようにする。

（施設サービスの提供）

第8条

- 1 施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入居申込者またはその家族に対しこの規程の概要、職員の勤務体制その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居申込者の同意を得る。
- 2 施設サービスの提供を求められた場合には、その入居申込者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び有効期間を確かめる。また、被保険者証に認定審査会の意見が記載されているときは、その意見に配慮して施設サービスを提供するよう努める。
- 3 身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅に

において介護を受けることが困難な場合に、施設サービスを提供する。

- 4 正当な理由なく施設サービスの提供を拒んではならない。ただし、入居申込者が入院治療を必要とする場合その他入居申込者に対し適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な介護老人保健施設、病院又は診療所を紹介する等の援助を速やかに行う。
- 5 入居申込者の入居に際しては、その心身の状況、病歴などの把握に努める。既に入居している入居者については、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができるかどうか検討する。この検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、計画作成担当者等の職員間で協議する。
- 6 心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると思われる入居者に対しては、入居者及びその家族の希望、入居者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、入居者の円滑な退去のために必要な援助を行う。
- 7 入居者の退居に際しては、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健、医療、福祉サービスを提供する事業者との密接な連携に努める。
- 8 要介護認定を受けていない入居申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入居申込者の意思を踏まえ、速やかに申請が行われるよう必要な援助を行う。
- 9 要介護認定の更新の申請が、遅くとも現在の受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行う。
- 10 入退居に際しては、入居者の被保険者証の備考欄に、入居及び退居の年月日並びに入居施設の種類及び名称を記載する。

(施設サービスの取扱内容)

第9条

- 1 施設サービスは入居者がその有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするために、第10条に規定する施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援する。
- 2 施設サービスは各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行う。
- 3 施設サービスは入居者のプライバシーの確保に配慮して行う。
- 4 施設サービスは入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行う。
- 5 従業者は施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明する。
- 6 入居者の被保険者証に介護保険法第87条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該意見に配慮して施設サービスを提供する。
- 7 施設は入居者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことがで

きるよう各入居者の状態に応じた栄養管理を計画的に行う。

- 8 施設は入居者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入居者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行う。

(施設サービス計画の作成)

第10条

- 1 管理者はサービス計画作成者に施設サービス計画の作成もしくは変更に関する業務を担当させる。
- 2 サービス計画作成者は施設サービス計画の作成もしくは変更に当たっては、適切な方法により、入居者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、入居者が希望する生活を行うに際して、入居者が現に抱えるニーズを明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で改善すべき課題を把握する。
- 3 サービス計画作成者は入居者及びその家族の希望、入居者について把握された改善すべき課題に基づき、入居者に対するサービスの提供に当たる他の職員と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画もしくは変更の原案を作成する。
- 4 サービス計画作成者は施設サービス計画もしくは変更の原案について、入居者に対して説明し、同意を得なければならない。
- 5 サービス計画作成者は施設サービス計画の作成後においても、サービスの提供に当たる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入居者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。
- 6 サービス計画作成者は施設サービス計画の作成にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努め作成する。

(入居者の介護)

第11条

介護は各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、次の各号に掲げる事項を適切な技術をもって行う。

- 1 入居者の日常生活における家事を、入居者がその心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うための適切な支援
- 2 身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法による入浴の機会の提供（入浴がさせられないときは清拭）
- 3 排泄の自立についての必要な支援
- 4 おむつ使用者について排泄の自立を図りつつ、そのオムツの適切な取り替え
- 5 離床、着替え、整容等の日常生活上の行為の適切な支援

(身体拘束の適正化)

第12条

身体拘束廃止の推進に積極的に取り組み、身体拘束のもたらす弊害（身体機能の低下や圧迫部位に褥瘡の発生、精神的苦痛、人間としての尊厳の屈辱、介護スタッフの志気の低下、社会的不信等）を抑制することに努める。

- 1 緊急やむを得ない場合該当するかの判断は、事業所内の身体拘束等適正化検討委員会の会議のもと決定する。
- 2 緊急やむを得ない場合と判断した場合は利用者本人や家族に対し、拘束の内容・目的・理由・時間・時間帯・期限等の詳細を説明し同意を得た後に実施するものとする。
- 3 身体拘束適正化検討委員会を指針に基づき設置し3か月に1回以上開催するとともに、定期的な研修（年2回以上）を行い、介護職員その他の従事者に周知し徹底する。

『身体拘束禁止の対象となる具体的な事例』

- 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 転倒しないようにベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような、いすを使用する。
- 脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を使用する。
- 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 行動を落ち着かせるために、抗精神薬を過剰に服用させる。
- 自分の意思で開けることの出来ない居室等に隔離する。

（食事の提供）

第13条

- 1 食事の提供は栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮し、また入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に実施する。
- 2 管理者は入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保する。
- 3 食事の提供は入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同スペースで食事が摂れるよう支援し、共同スペースで食事を摂ることができない入居者にあっては、居室に配膳し必要な食事補助を行う。

- 4 調理室、食品貯蔵庫及び調理員専用便所等は関係者以外の立ち入りを規制し、常に清潔にしておく。

(相談及び援助)

第14条

生活相談員は常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者または身元保証人（家族等）の相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜の供与)

第15条

- 1 管理者は入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自立的に行うこれらの活動を支援する。
- 2 管理者は入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又は身元保証人（家族等）において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行う。
- 3 管理者は入居者の身元保証人（家族等）との連携を図るとともに、入居者とのその身元保証人（家族等）との交流等の機会を確保するよう努める。

(機能訓練)

第16条

機能訓練指導員は入居者に対し、施設サービス計画に基づいてその心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第17条

- 1 管理者は常に入居者の健康の状況に注意するとともに、定期健康診断を実施し、の記録を個人別に記録しておく。
- 2 医務室には常時必要な医薬品及び診療用機材器具を備え付ける。
- 3 入居者に入院の必要な事態が生じた場合には、速やかに医療機関等に引き継ぐ。

(利用料及びその他の費用の額)

第18条

- 1 第11条から第15条に規定する施設サービスの提供は、滋賀県介護保険法(注1)、老人福祉法及び関係法令に規定する利用料負担により実施する。
- 2 当施設は6級地に所在するため、前項の利用料負担に単位数10.27を乗じて得た金額の1割、2割または3割が利用料負担となる。
- 3 その他の費用については、入居者から次に掲げる費用の額の支払いを受けることができる。

- | | | | |
|---|--|-------|-----------|
| ① | 居住費 | 個室 2, | 500 円／日 |
| ② | 食費 | 1, | 600 円／日 |
| ③ | 理美容代 | | 実費 |
| ④ | 入居者の希望により金銭等の管理を行ったことに伴い必要となる費用 | | 1,000 円／月 |
| ⑤ | レクリエーションや行事の材料代 | | 実費 |
| ⑥ | 複写物の交付に伴い必要となる費用 | | 10 円／枚 |
| ⑦ | その他、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者が負担することが適当と認められる費用。 | | |
- ・テレビ 1,000 円／月 電気使用料（器具は個人所有）
 - ・電気毛布 1,000 円／月 ” ”
 - ・冷蔵庫、その他の電気製品 1,000 円／月 ” ”
 - ・入居者又は入院中の入居者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを施設が提供した場合にかかる費用。（ただし、施設が一律に提供するものは除く）
 - ・個人用の日用品について、個人の嗜好に基づく、いわゆる「贅沢品」については実費。
 - ・医療物品費、インフルエンザ予防接種にかかる費用等
 - ・私物の洗濯代 入所者の希望により、個別に外部のクリーニング店に取り次ぐ場合の実費。
 - ・特別な食事（酒を含みます）入居者の希望に基づいて特別な食事を提供します。
- 利用料金：要した費用の実費

- 4 前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ入居者またはその家族に対し、サービス内容及び費用について説明を行い、入居者の同意を得なければならない。

（保険給付のための証明書の交付）

第 19 条

法定代理受領サービスに該当しない施設サービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に対して交付する。

（勤務体制の確保等）

第 20 条

- 1 入居者に対し適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を定める。
- 2 入居者の介護に直接影響を及ぼさない業務を除いて、施設の職員によって、施設サービスを提供する。
- 3 職員の資質の向上のため、研修の機会を確保する。

(外出及び外泊)

第 2 1 条

- 1 入居者は外出又は外泊しようとする時はその都度行き先、用件、施設への帰着する予定日時等を管理者に届け出て許可を得なければならない。
- 2 前項の許可を受けた者が許可内容を変更する時は、事前にその旨を申し出なければならない。

(面会)

第 2 2 条

入居者に面会をしようとする者は、面会簿に所定事項を記載し管理者の確認を得て面会しなければならない。

(健康保持)

第 2 3 条

入居者は努めて健康に留意し、施設が実施する健康診断は特別な理由がない限りこれを拒否してはならない。

(身上変更の届出)

第 2 4 条

入居者は身上に関する重要な変更が生じたときは、速やかに管理者に届けなければならない。

(禁止行為)

第 2 5 条

入居者は施設内で次の行為をしてはならない。

- ① 管理者が定めた場所と時間以外で喫煙又は飲酒すること。
- ② 指定された場所以外で火気を用いること。又は自炊すること。
- ③ 喧嘩、口論、泥酔等で他人に迷惑をかけること。
- ④ その他管理者が定めた事項。

(損害賠償)

第 2 6 条

入居者が故意又は過失によって施設の設備等に損害を与えた時は、事業者はその損害を入居者に弁償させるか現状に回復させることができる。

(非常災害対策)

第 2 7 条

- 1 管理者は非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、年2回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。なお、訓練の実施に当たってはできる限り地域住民の参加、連携が得られるよう努める。
- 2 管理者は非常災害発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設等の協力を得るよう体制を構築するよう努める。
- 3 管理者は、消火用具、非常口その他非常災害の発生の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を作成する。
- 4 管理者は非常災害の発生の際の関係機関への通報および連絡の体制を整備する。

(施設サービスの評価)

第28条

管理者は自らの施設が提供するサービスの質について評価を行い、常にその改善を図る。

(衛生管理)

第29条

管理者は入居者の保健衛生の維持向上及び施設における感染症の発生又はまん延の防止を図るため、次の各号に掲げる事項を実施する。

- ① 衛生知識の普及
- ② 年2回の害虫駆除
- ③ 定期的な掃除、整理整頓
- ④ 適宜の消毒
- ⑤ その他入居者の保健衛生の維持向上及び施設における感染症の発生又はまん延の防止に必要な事項

(人権への配慮)

第30条

- 1 管理者は入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するよう努める。
- 2 管理者は入居者の人権の擁護、虐待防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修の機会を確保する。

(入居者に関する市町村への通知)

第31条

管理者は入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知する。

- ① 正当な理由なしに施設サービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を悪化させたと認められるとき。
- ② 偽りその他不正の行為によって保険給付を受ける、又は受けようとしたとき。

(協力医療機関)

第32条

- 1 入院治療を必要とする利用者の為、あらかじめ協力病院等の協力医療機関を定める。
- 2 協力医療機関は医療法人恭昭会 彦根中央病院とする。
- 3 協力歯科医療機関はエムデンタルオフィスとする。

(掲 示)

第33条

施設の見やすい場所にこの運営規程の概要、職員の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第34条

- 1 職員は、正当な理由がなくその業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 管理者は職員であったものが正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。
- 3 管理者は居宅介護支援事業者等に対し、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得る。

(苦情処理)

第35条

- 1 管理者は提供したサービスに関する入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずる。
- 2 提供したサービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め若しくは依頼または市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、入居者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した施設サービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。

(地域等との連携)

第36条

施設の運営に当たっては、地域住民やその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど地域との交流に努める。

第37条 (緊急時の対応)

従業者は、入居者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必

要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負う。

(事故発生時の対応)

第38条

1 入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに入居者家族及び関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。また、賠償すべき事故が発生した場合は、できる限り速やかに損害賠償を行う。

2 施設は外部の研修を受けた担当者を配置し施設内の安全対策部門の運営を行い、組織的に安全対策を実施する体制を整備する。

第39条 (虐待の防止のための措置に関する事項)

1 施設は虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ることとする。

2 施設は虐待防止のための指針を整備する。

3 施設は職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。

4 施設は上記の措置を適切に実施するための担当者を置くこととする。

第40条 (業務継続計画)

1 施設は担当者を配置し業務継続のための体制の構築、整備を実施するとともに、関係者の連絡先、連絡フォローの整理を行うこととする。

2 施設は感染症、災害などに関する最新情報の収集、対策の徹底、職員、入居者の体調管理、施設内出入りの者の記録管理、応援派遣の手続きなどの反映を行う。

3 施設は個人防護服、消毒剤、衛生材料などの在庫量・保管場所の確認と一定量の備蓄を用意しておくこととする。

4 業務継続計画を関係者と共有し、平時から業務継続計画の内容に関する研修、シミュレーション訓練を行うこととする。

(会計の区分)

第41条

施設サービスの事業の会計とその他の事業の会計と区分する。

(記録の整備)

第42条

施設は職員、設備及び会計に関する諸記録の整備を行う。また、入居者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

(ハラスメント対策)

第43条

事業所は介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に努める。職員に対しハラスメントに対する基本的な考え方

について研修を実施します。また、ハラスメントと判断された場合には、行為者に対し関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置を講じる。

附 則

この規程は、平成24年 8月 1日より施行する。
この規定は、平成25年 5月 1日より改正施行する。
この規定は、平成27年 8月 1日より改正施行する。
この規定は、平成28年 4月 1日より改正施行する。
この規定は、平成29年 4月 1日より改正施行する。
この規定は、平成30年 2月 16日より改正施行する。
この規定は、平成30年 8月 1日より改正施行する。
この規定は、令和 3年 4月 1日より改正施行する。
この規定は、令和 6年 4月 1日より改正施行する。
この規定は、令和 6年 8月 1日より改正施行する。